

奈良県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、南藤井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	林本 政治	葛城市南藤井一二四
〃	増井 孝至	〃 一二三
〃	岡井 清弘	〃 一六〇一一
〃	山本 繁幸	〃 一九二
〃	井森 啓治	〃 一〇七
監事	岡山 正博	〃 一〇一
〃	山本 克己	〃 一六三一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	林本 政治	葛城市南藤井一二四
〃	山本 繁幸	〃 一九二
〃	岡井 清弘	〃 一六〇一一
〃	野本 啓俊	〃 一九〇一一
〃	山本 恵夫	〃 一六八
監事	岡山 正博	〃 一〇一
〃	福田 守秀	〃 八七一一